

応急仮設住宅の供与を受けた被災者にも食品の給与を行うこと  
を求める意見書

2011年（平成23年）6月24日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

国は、災害救助法第36条に基づいて、被災自治体が、応急仮設住宅の供与を受けた被災者に対して行った、炊き出しその他による食品の給与の費用を負担すべきである。

第2 意見の理由

1 被災地の現状

被災地では、応急仮設住宅の建設が用地の不足などの理由から充分に進んでおらず、避難所での生活を余儀なくされる被災者が未だに多数存在する。ところが、応急仮設住宅の入居に応募して当選したにもかかわらず、入居率の高い所でも約20%から40%が入居していない地域が見られ、品物を搬送しただけであったり、一度も足を運んでいない当選者もいる。これでは、早期に入居を切望する落選者が入居できなくなり、不都合な結果を招いている。そこで、地方自治体の中には応急仮設住宅への入居期限の締切を設けて、空きが出た場合は再抽選して再入居者を決定しているものもある。

2 未入居の理由

未入居の理由は、様々認められるが、避難所から応急仮設住宅に移った場合、食品や物資の給与がなくなり光熱費も自己負担になること、働き口や商店など生活基盤がほぼ全て流された中での自立を求められることへの不安、水道復旧率が依然数パーセントにとどまっていることなどが挙げられている。避難所での生活が極めて劣悪であることは公知の事実であり、そこからの脱却が経済的理由によってできないとすれば、その人権侵害は看過できないというべきである。

3 一般基準・特別基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成12年3月31日、厚生労働省告示第144号。以下「一般基準」という。）は、炊き出しその他による食品の給与は、「避難所に収容された者」に対して行うものとしており、応急仮設住宅の供与を受けた場合は自立の準備段階として

食品の給与は受けられないとされている。しかし、東日本大震災では、地域全体が津波によって流されており、住宅はもちろん店舗・事業所等の生活や就労の基盤そのものが失われているので、応急仮設住宅に移ったことが直ちに自立の準備段階に入ったとは言い難い。しかも、国や県による復興計画がいまだに提示されておらず、自立の前提たる地域の復興にいつ着手されるのかも、まったく不明である。さらに、生活の糧となるべき、義援金や災害弔慰金、被災者生活再建支援法による支援金等の支給も遅れておりこの点でも自立を促すことは困難である。そして、災害救助法第23条第1項は第1号で「収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与」を定め、同項第2号で「炊き出しその他による食品の給与」を定めているところ、「収容施設」のうち応急仮設住宅の供与においては第2号の食品の給与を禁止するという定めはしていない。

そこで、今般の東日本大震災においては、被災自治体が、応急仮設住宅の供与を受けた被災者に対して、炊き出しその他による食品の給与を行った場合も、災害救助法第36条によって国庫による費用負担を行うべきである。

また、給与の期間も無制限ではなく、6か月間として、復興の状況を見て延長を認めるべきである。このような期間をもって給与を行うことにより、被災者の自立を妨げることはなく、むしろこれを促すことになるものというべきである。

よって、当連合会は、意見の趣旨のような仮設住宅における食品の給与の仕組みを導入することを求める。